

業務用蓄熱空調補完契約

(要 綱)

令和5年6月1日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

目 次

I	本 則	
1	適 用	1
2	要 綱 の 変 更	1
3	適 用 条 件	1
4	時 間 帯 区 分	2
5	料 金	2
6	計 量	2
7	そ の 他	3
	附 則	4

I 本 則

1 適 用

この要綱は、次の地域に適用いたします。

沖縄県（当社が定める離島等供給約款の適用地域を除きます。）

2 要 綱 の 変 更

(1) 当社は、契約期間満了前であっても、この要綱を変更することがあります。

この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。

(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この要綱を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。

(3) 当社は、(1)または(2)により要綱を変更する場合は、変更内容のみを電子メールの送信または電磁的方法（お客さまにあらかじめ当社所定のインターネットサイトに登録いただき、そのインターネットサイトにお知らせする方法をいいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。

3 適 用 条 件

要綱の業務用電力 α 、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け、次のいずれにも該当し、かつ、この要綱実施の際現に選択約款の業務用蓄熱空調補完契約（令和5年4月1日実施。以下「旧要綱」といいます。）の適用を受けているお客さまで、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

(1) 要綱の業務用蓄熱調整契約の適用を受けること。

(2) 蓄熱式空調機器および非蓄熱式電気空調機器を併用する電気空調システム（以下「電気空調システム」といいます。）を使用すること。

なお、この場合の非蓄熱式電気空調機器の電気方式は、交流3相3線式とし、定格電圧は、原則として200ボルトといたします。

4 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) ピーク時間

毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。

(2) オフピーク時間

ピーク時間以外の時間をいいます。

5 料 金

各月の料金は、業務用電力αまたは業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力によって料金として算定された金額から(1)によって算定された金額（以下「蓄熱補完割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(1) 蓄熱補完割引額

蓄熱補完割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

蓄熱補完割引額 = (2)の非蓄熱電力量 × (3)の割引単価

(2) 非蓄熱電力量

非蓄熱電力量は、6（計量）により計量された非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量といたします。

なお、各月における非蓄熱電力量は、業務用蓄熱調整契約5（料金）(2)の蓄熱電力量を上回らないものといたします。

(3) 割 引 単 価

割引単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	3円30銭
------------	-------

6 計 量

(1) 当社は、非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、非蓄熱

式電気空調機器は、専用の回路で施設していただきます。

- (2) 非蓄熱電力量の計量は、特定小売供給約款（令和5年5月19日認可。以下、「供給約款」といいます。）29（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。
- (3) 供給電圧と非蓄熱電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、供給約款附則2（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。
- (4) 非蓄熱電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。

7 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから電気空調システムに関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが、電気空調システムの内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) この要綱に定めのない規定については、業務用電力 α 、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力、業務用ウィークエンド電力または業務用蓄熱調整契約に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この要綱は、令和5年6月1日から実施いたします。

2 この要綱の実施等にもなう切替措置

この要綱実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、供給約款30（料金の算定）および供給約款31（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

3 特定小売供給約款の業務用電力として電気の供給を受けているお客さまの特別措置

- (1) 特定小売供給約款の業務用電力で電気の供給を受け、かつ、この要綱実施の際現に旧要綱の適用を受けているお客さまについては、令和6年3月31日までの間、本則3（適用条件）にかかわらず、この要綱を適用いたします。この場合、本則3（適用条件）、本則5（料金）、本則7（その他）にある業務用電力 α は、業務用電力と読み替えます。